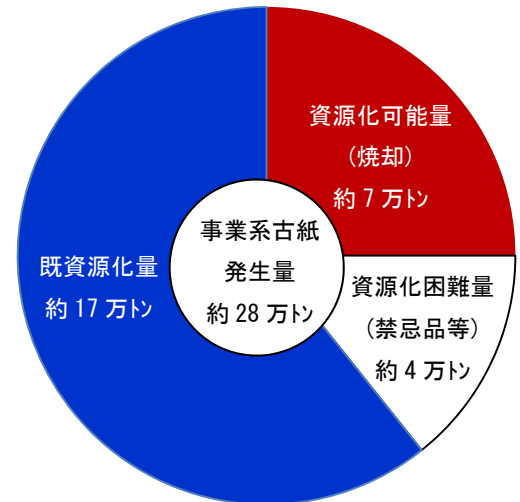


事業系古紙資源化の誘導策について

1 事業系古紙資源化の現状と課題

(1) 現状

- 市内の事業系古紙の回収は、古紙回収業者を中心に行われており、古紙の排出元は大規模事業者やリサイクル意識の高い事業者が主対象である。
- 平成 28 年度は年間約 17 万トンの古紙が資源化されているが、一方で資源化可能な古紙が年間約 7 万トン焼却されている。



事業系古紙の資源化状況 (H28)

(2) 課題

- 小規模事業者は古紙の排出量が少ないため、古紙回収業者の回収ルートに乗りづらく、ごみとして処理されるケースが多い。
- 大規模事業者は、段ボールなどの資源化には取り組んでいるものの、雑紙等は資源化に回していない現状がある。

今後、これらの資源化されていない古紙を資源化ルートに乗せる誘導策を検討する必要がある。

2 事業系古紙資源化誘導策案

(1) 事業系ごみ収集運搬許可業者による回収ルートの確立 (平成 30 年度～)

①民間古紙資源化施設の整備

- 事業系ごみ収集運搬許可業者 (以下「許可業者」という。) が主体となり古紙資源化施設※を建設。(30 年度初頭稼働開始予定。)
 - ※施設名：福岡市リサイクルベース (以下「リサイクルベース」という。)
- リサイクルベースは、種類ごとに分別されていない古紙を受入れ、選別・圧縮・梱包処理を行う施設。
- 許可業者はごみを回収するルートで古紙を収集し、リサイクルベースへ搬入する。

②リサイクルベースの周知広報

- リサイクルベースの施設稼働及びセールスポイント（※）について全事業所（約 70,000 事業所）へ PR チラシを発送し周知する。
- 排出事業所への立入調査時に、リサイクルベースの施設稼働について周知し、古紙資源化を促す。
- 許可業者と連携し、古紙資源化に取り組んでいない事業者の把握に努めるとともに、資源化の周知啓発を行う。
- 業界団体への説明会を実施し、広く周知広報に努める。

※リサイクルベースのセールスポイント

分別	古紙の種類ごとの分別は不要 主として紙製品であれば多少のプラスチック、金属が付属していても回収可能
処分料金	<u>70 円/10kg</u> (清掃工場の焼却料金は 140 円/10kg。古紙分別に取り組むことで、排出事業者にインセンティブが働く。)
場所・量	市内全域をカバーしており、どの排出事業者でも排出量に関わらず、資源化の取組みが可能

(2) 自己搬入業者への古紙分別の徹底と資源化の推進（平成 30 年度～）

- 自己搬入ごみ事前受付センターや清掃工場において、古紙分別を周知する。
- 自己搬入業者に対し、古紙回収業者やリサイクルベース等の古紙資源化施設への搬入を誘導する。

3 今後の検討課題等

まずは、上記の誘導策案の徹底的な実施で、古紙の資源化を進めていくものの、さらに資源化を進めるため、以下の施策についても導入を検討していく。

(1) 古紙回収拠点の確保

排出事業者に多様な古紙資源化ルートを選択ができるよう、事業者にとって身近な場所への古紙回収拠点（事業系古紙回収ボックス等）の整備を進める。

①古紙回収業者等による事業系古紙回収ボックス設置促進

市内で古紙回収を行っている古紙回収業者等に、古紙回収ボックス設置の協力依頼を行う。



②既存古紙回収ボックスの活用

公共施設に設置されている古紙回収ボックス及び校区紙リサイクルステーションにおける、事業者利用について検討を行う。



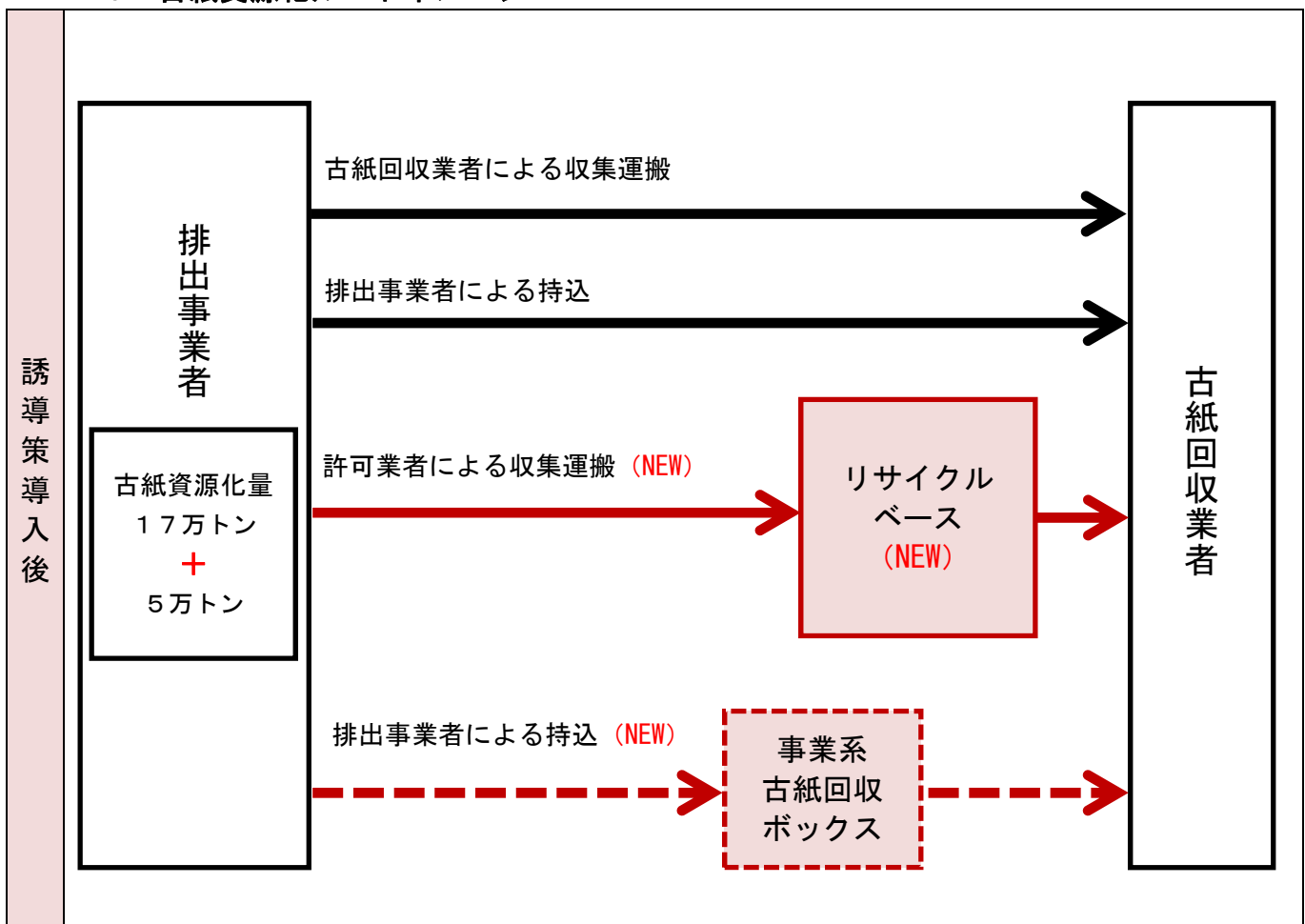
(2) 清掃工場における搬入物検査・展開検査の強化

古紙分別が不十分な事業者の対応策として、清掃工場への展開検査装置の導入や搬入物検査・展開検査の実施方法などについて検討を行う。

(3) 古紙分別区分追加

分別の徹底状況によっては、現在の事業系ごみ分別区分である2分別（燃えるごみ、燃えないごみ）に、新たに『古紙』を追加した3分別化の検討を行う。

4 古紙資源化ルートイメージ



福岡市事業系ごみ排出事業者関連調査

平成 29 年 10 月から 11 月にかけて、排出事業者 100 事業所にアンケート調査を行った。

調査結果から、これまで古紙資源化に取り組んでいなかった事業者においては、福岡市リサイクルベースの稼働が古紙資源化のきっかけとなる可能性が高く、今後の周知・啓発の徹底が重要と考えられる。

一方、既に何らかの古紙資源化に取り組んでいた事業者においては、さらなる資源化への取り組みには消極的であり、一層の資源化には古紙分別を制度化するといった仕組みづくりが必要と考えられる。

1. 排出事業者への聞き取り調査 (H29.10~11 実施)

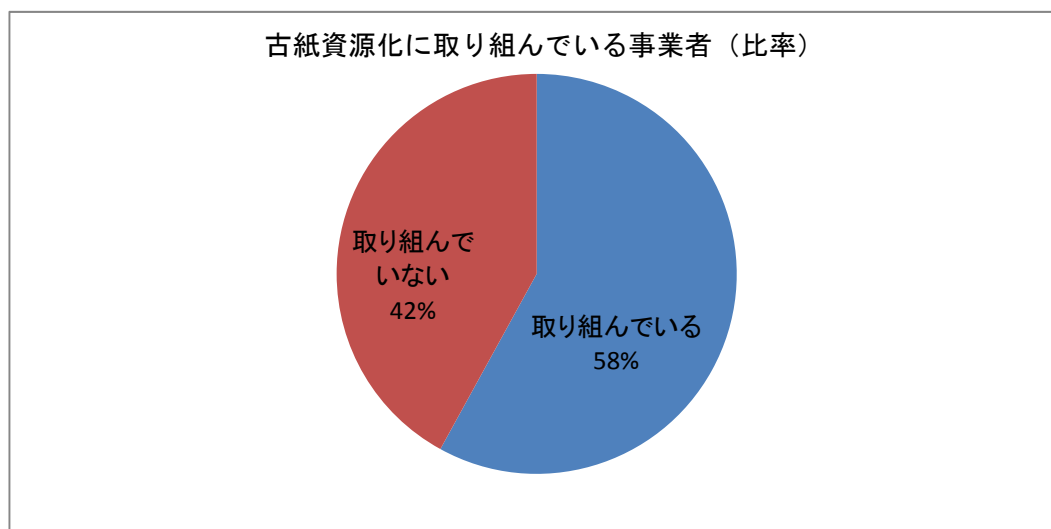
(市内の事務所 (37), 小売業 (13), 飲食店 (8), 卸売業 (5), 社会福祉施設 (10), 医療関連施設 (8), 学校・教育関連施設 (11), 宿泊施設 (8) の計 100 事業所を対象に実施)

(1) 聞き取り結果抜粋

Q 1 貴事業所は、古紙資源化に既に取り組んでいますか？

回答内容	回答数
取り組んでいる	58
取り組んでいない	42

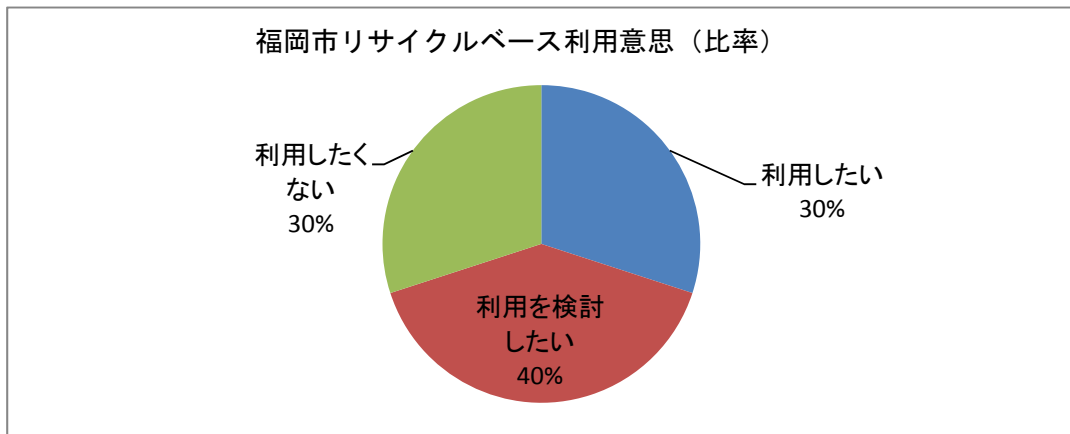
・事業所の約半数は、何らかの古紙資源化に取り組んでいる。(58/100 事業所)



Q 2 簡易な分別で古紙を資源化できる福岡市リサイクルベースが平成 30 年度にオープンします。古紙分別に取り組んだ場合、ごみ処理料金が現在より若干安くなりますが、この新たな古紙資源化施設を利用したいと思いますか？

回答内容	回答数
利用したい	30
詳細説明を聞いて利用を検討したい	40
利用したいとは思わない	30

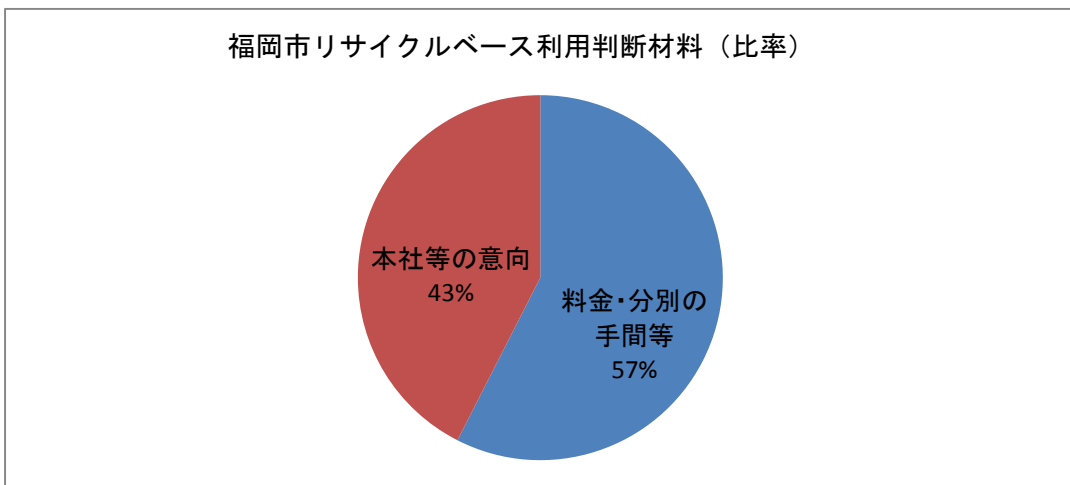
- ・古紙資源化を行っていない事業所においては、福岡市リサイクルベースを利用したい、もしくは利用の検討をしたいと意思を示す傾向がある。(33/42 事業所)
- ・利用したいとは思わない事業所においては、既に古紙資源化に取り組んでおり、現在ごみとして処分しているシュレッダー・雑紙等まで分別・資源化したいとは思わないといった意見があった。(10/30 事業所)



Q 3 詳細説明を聞いて福岡市リサイクルベース利用を判断する材料は？

回答内容	回答数
料金や分別の手間の状況	23
本社（上司）等の意向	17

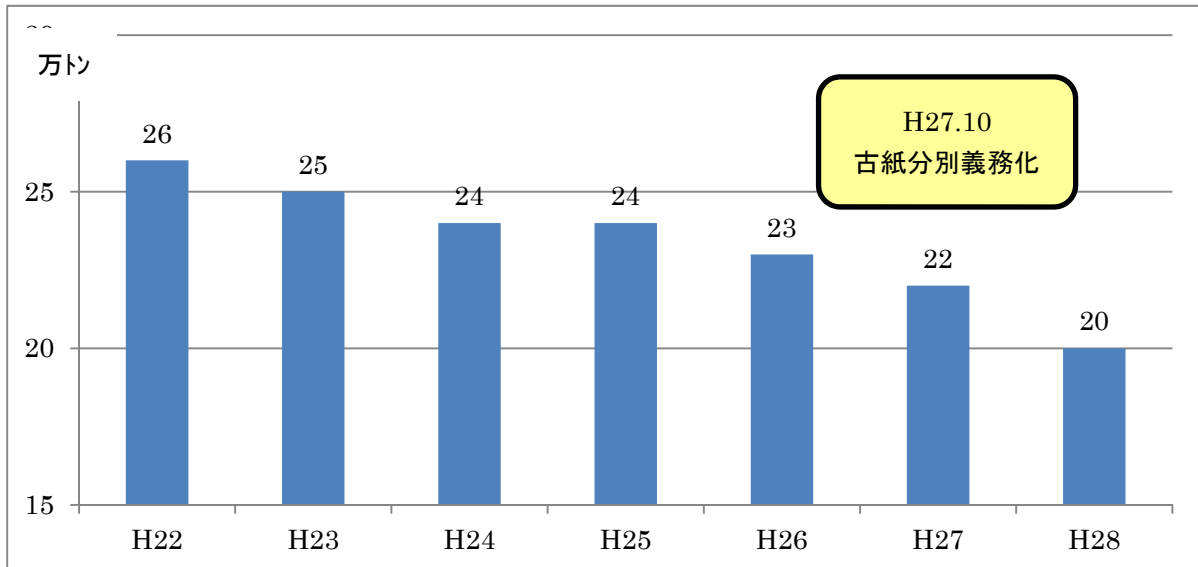
- ・福岡市リサイクルベースを利用する場合の判断材料は、処理料金と分別の手間のバランスになるとの意見が見られた (23/40 事業所)



他都市における事業系古紙減量取り組み状況

1 京都市における事業系古紙減量の取り組み

(1) 事業系ごみ処理量推移



(2) 事業系ごみへの古紙分別区分導入概要

①導入背景

事業系ごみ減量促進及び最終処分場延命措置対策として、事業系古紙（新聞・雑誌・段ボール）の分別を平成 27 年 10 月から行い、平成 28 年 4 月からは資源化できるすべての紙を対象に分別義務化を行った。

②減量効果

制度導入前（平成 26 年度）、制度導入後（平成 28 年度）を比較した場合、13%（約 3 万トン）のごみ処理量削減効果がでている。

③分別区分導入周知啓発（制度導入前 6 か月間実施）

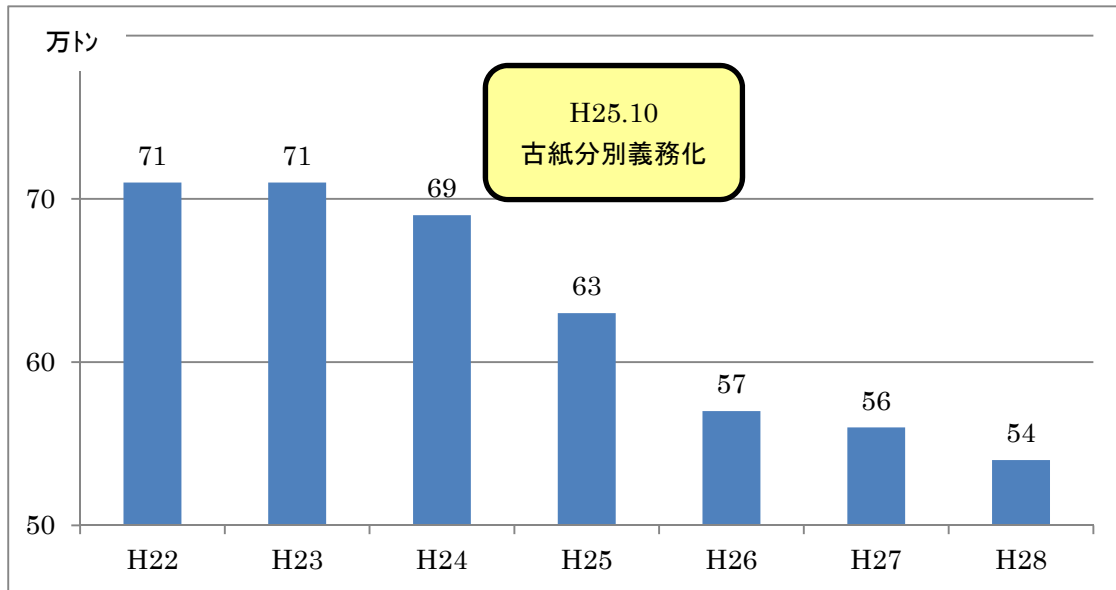
- ・ 排出事業者への周知チラシ送付
- ・ 主要業界団体への説明実施
- ・ 許可業者・古紙回収業者への説明会実施

④清掃工場への搬入禁止対策

- ・ 各清掃工場に古紙回収ボックスを設置
- ・ 搬入物検査・展開検査を市職員が実施（年 800 台程度）

2 大阪市における事業系古紙減量の取り組み

(1) 事業系ごみ処理量推移



(2) 事業系ごみへの古紙分別区分導入概要

①導入背景

事業系ごみ組成分析調査の結果から、資源化可能な紙類が多く廃棄されている状況を鑑み、平成 25 年 10 月から資源化できるすべての紙を対象に分別義務化を行った。

②減量効果

制度導入前（平成 24 年度）、制度導入後（平成 26 年度）を比較した場合、17%（約 12 万トン）のごみ処理等削減効果がでている。

③分別区分導入周知啓発(制度導入前 1 年間実施)

- ・ 排出事業者への周知パンフ送付
- ・ 主要業界団体への説明実施
- ・ 許可業者・古紙回収業者への説明会実施
- ・ 自己搬入業者へ周知パンフ配布



展開検査装置

④清掃工場への搬入禁止対策

- ・ 各清掃工場に古紙回収ボックスを計量棟前に設置
- ・ 各清掃工場に展開検査装置を設置（2,500 万円/台）
- ・ 搬入物検査・展開検査を一部事務組合職員が実施（年 35,000 台程度）
- ・ 許可業者への指導事項は点数化を行い、一定点数に到達すると搬入停止措置等を講ずる。